

## 第9期（R6～R8年度）介護保険料について

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても出来る限り自立した生活を過ごせるように必要なサービスを提供するしくみです。国が示す指針に基づいて3年に1度見直されており、令和6年度から令和8年度までの3年間は第9期介護保険事業計画に基づいて運営されます。この制度は、介護保険サービスを提供するために必要な費用の一部を、世帯・収入状況に応じて設定された介護保険料として皆さまにご負担をいただくことによって成り立っています。この3年間に必要となる介護保険サービス費用を確保出来るように介護保険料の基準額についても見直しをする必要があるため、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を次のとおり決定いたしました。

### 基準額が月額6,300円（年額75,600円）となりました

第9期（令和6～8年度）において、基準額が月額6,300円に改定となりました。第8期（令和3～5年度）の月額5,400円と比較して、月額900円の増額となります。（各所得段階ごとの保険料額は裏面に記載しています）

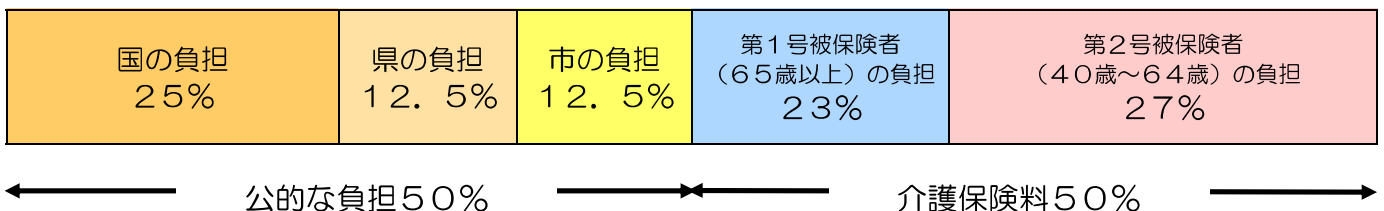
第8期に比べて介護保険料が増額となった理由は次のとおりです。

- ① 介護保険サービス総費用の増加（16.7%増）
- ② 介護報酬の増額改定（1.59%増）
- ③ 第1号被保険者数の減少（0.3%減）

#### 【参考1】介護保険料の決め方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{春日部市の基準額} \\ \hline 75,600\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険サービス} \\ \hline \text{総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者の財源} \\ \hline \text{負担割合（23\%）} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者数} \\ \hline \end{array}$$

#### 【参考2】介護保険の財源の内訳



介護保険サービスの必要性は年々高まっており、介護保険サービス費用の増加に対応するため、1人あたりにご負担いただく保険料の基準額を引き上げる形となりました。介護保険制度は、現在の超高齢者社会に対応するために無くてはならない役割を担っています。介護保険料のご納付について、ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】春日部市 介護保険課 介護保険担当 048-796-8275（直通）

# 令和8年度 春日部市介護保険料一覧

- 令和8年度における第1号被保険者の保険料は下表のとおりになります。
- 第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、6,300円です。

段階	区分		負担割合	保険料年額
第1段階	被保険者本人が市民税非課税者	市民税非課税世帯	次のいずれかに該当する人 ・生活保護の被保護者 ・老齢福祉年金（※1）受給者 ・本人の年金課税収入額（※2）と合計所得金額（※3）の合計が82.65万円以下の人	基準額×0.285 21,540円
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.385 29,100円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.635 48,000円
第4段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	基準額×0.9 68,040円
第5段階（基準額）			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超える人	基準額×1.0 75,600円
第6段階	本人が市民税課税者	市民税課税世帯	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2 90,720円
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3 98,280円
第8段階			前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5 113,400円
第9段階			前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7 128,520円
第10段階			前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9 143,640円
第11段階			前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1 158,760円
第12段階			前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3 173,880円
第13段階			前年の合計所得金額が720万円以上860万円未満の人	基準額×2.4 181,440円
第14段階			前年の合計所得金額が860万円以上1000万円未満の人	基準額×2.5 189,000円
第15段階			前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額×2.6 196,560円

※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 課税となる老齢（退職）年金の収入額（障害年金、遺族年金は含まれません）。

※3 合計所得金額 年金や給与などの「収入」から必要経費の相当額を差し引いた金額で、各控除や繰越損失などを控除をする前の金額です。さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る雑所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。また、令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保証額が引き上げられましたが、介護保険制度の改正に伴い令和8年度の介護保険料は引き上げ前の算定方法を用います（合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同額の保険料です）。